

## 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する告示案」及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準の一部改正案」の概要

令和 6 年 10 月  
環境省水・大気環境局

### 1. 改正の経緯・背景

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「告示」という。）により、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けることとされており、それぞれ環境基準値が定められている。

また、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成 13 年 5 月付け環水企第 92 号環境省水・大気環境局長通知。以下「事務処理基準」という。）においては、環境基本法における水域類型の指定、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）における常時監視等に関する事務処理基準が定められている。

本年 9 月に開催された、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会（第 1 回）において、各地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する水質環境基準の在り方・運用について検討が行われた。その結果を踏まえて、「①適時適切な類型の見直し」、「②「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し」、「③季別の類型指定」、「④CODの達成評価」に関し、告示及び事務処理基準の改正を行う。

### 2. 改正案の主な内容

（告示の改正案の主な内容）

- 告示別表 2 を改正し、利用目的の適応性から「水浴」を削る。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

（事務処理基準の改正案の主な内容）

- 類型指定の見直しについて、水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、柔軟に水域類型の指定及び適宜適切な見直しを行うこととする。この際、地域の利用の態様に合わせて適切に水質を管理するために類型を見直す場合は、「水質の悪化を許容すること」には当たらないことに留意することとする。なお、類型の見直し後は影響把握のため適切な時

期に必要な情報を把握・評価を行うこととする。

- 類型指定の必要性の判断等について、地域の実状に応じて、類型区分された同一の水域において、月単位で区分して季別に類型を指定することができることとする。
- 常時監視の実施に当たって、測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合、湖沼（告示別表2の1の（2）のアで示すAA類型又はA類型の水域に限る。）又は海域（告示別表2の2のアで示すA類型又はB類型の水域に限る。）において、各類型の利用目的に対して、現に支障が生じていないCODの環境基準の水域区分では、CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよいものとする。

### 3. 施行日（予定）

公 布　：令和6年12月下旬

施 行　：令和6年12月下旬